

令和4年度 政務活動費支出整理簿

経費項目	広聴費		(会派名 市民の目)
整理番号	月 日	支 出 額 (円)	支 出 内 容
1	5月22日	1,600	会場費
2	7月31日	3,000	会場費
3	10月16日	1,600	会場費
4	10月22日	1600	会場費
5	11月27日	1600	会場費
6	12月16日	1200	会場費
小 計		10,600	備 考
合 計		10,600	

領収書添付用紙

経費項目 *該当費目に○をつけてください。

整理番号 1

調査研究費		【内容説明欄】 会場費(全5件) 別添
視察研修費		
広報費		
広聴費	○	
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

【領収書等添付欄】

【留意事項】

1. この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。
2. この【留意事項】を覆うように領収書を貼付けても結構です。

コール田無 利用承認書

第 2022007079 号
令和 4 年 5 月 6 日

使用者登録番号：(90000702)

使用者：市民の目 様

〒202- [REDACTED]

西東京市長

住所：東京都西東京市 [REDACTED]
氏名：森輝雄 様
電話： [REDACTED]

使用目的(行事名)		森の談話室					
使用施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	R4.5.22(日)	会議室A	13:00	17:00	会議	15人	1,600円
担当		氏名	電話				
		住所					
備考					施設	使用料	1,600円
					延長料	0円	
					加算料	0円	
					減額・減免額(0%)	0円	
					付属設備	使用料	円
					延長料	円	
				減額・減免額(0%)	円		
				合計	1,600 円		
				領収書		[REDACTED]	
注意事項 ○使用料の還付について 多目的ホール以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返します。 ○お願い 駐車場は体の不自由な方の専用となっています。お車でのご来館はご遠慮ください。				上記金額を領収しました。 西東京市現金出納員 文化振興課担当 [REDACTED]			

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

コール田無 利用承認書

第 313 号
令和 4 年 5 月 22 日

使用者登録番号：(90000702)

使用者：市民の目 様

〒202

西東京市長

住所：東京都西東京市

氏名：森輝雄 様

電話：

使用目的(行事名)		森の談話室					
使用 施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	R4.7.31(日)	イベントルームB	13:00	17:00	会議	15人	3,000円
担当		氏名				電話	
		住所					
備 考					施設	使用料	3,000円
						延長料	0円
						加算料	0円
						減額・減免額(0%)	0円
	付 属 設 備					使用料	円
						延長料	円
				減額・減免額(0%)	円		
				合計	3,000 円		
注意事項 ○使用料の還付について 多目的ホール以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返しします。 ○お願い 駐車場は体の不自由な方の専用となっています。お車でのご来館はご遠慮ください。					領 収 書 3,000円 上記金額を領収しました。 西東京市現金出納員 文化振興課担当		

1 不服申立て)この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

787

第 2022036882 号
令和 4 年 8 月 23 日

使用者登録番号：(90000702)

使 用 者：市民の目 様

〒202- [REDACTED]

西東京市長

住 所：東京都西東京市 [REDACTED]
氏 名：森輝雄 様
電 話： [REDACTED]

使用目的(行事名)		会議					
使用施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料
	R4.10.16(日)	会議室A	13:00	17:00	会議	15人	1,600円
	R4.10.22(土)	会議室A	18:00	22:00	会議	15人	1,600円
担当		氏名	住所		電話		
備考					施設	使用料	3,200円
					延長料	0円	
					加算料	0円	
					減額・減免額(0%)	0円	
					付属設備	使用料	円
					延長料	円	
					減額・減免額(0%)	円	
合計					8,200 円		
注意事項 ○使用料の還付について 多目的ホール以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料を返します。 ○お願い 駐車場は体の不自由な方の専用となっています。お車でのご来館はご遠慮ください。					領 収 書 8,200 円 上記金額を領収しました 西東京市現金出納員 文化振興課担当		

1 不服申立て)この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1090

第 2022049921 号
令和 4 年 10 月 16 日

使用者登録番号：(90000702)

使 用 者：市民の目

様

T 202-

西東京市長

住 所：東京都西東京市

氏 名：森輝雄

様

地址: 100000 北京 100000
 电话: 100000 100000

話：

使用目的(行事名)		会議						
使用施設	使用日(曜日)	施設名	開始時間	終了時間	利用目的	予定人数	使用料	
	R4.11.27(日)	会議室A	13:00	17:00	会議	20人	1,600円	
担当		氏名				電話		
		住所						
備考					施設	使用料	1,600円	
						延長料	0円	
						加算料	0円	
						減額・減免額(0%)	0円	
					付属設備	使用料	円	
						延長料	円	
						減額・減免額(0%)	円	
		合計		1,600円				
注意事項 ○使用料の還付について 多目的ホール以外の施設の予約を取り消し申請した場合は、利用日の1月前までは100%、2週間前までは50%、1週間前までは20%の使用料をお返します。 ○お願い 駐車場は体の不自由な方の専用となっています。お車での来館はご遠慮ください。					領収書 1,600円 上記金額を領収しました 西東京市現金出納員 文化振興課担当			

1 不服申立て)この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができず。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 処分の取消しの訴え)この処分については、この処分(この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを、知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として(訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。